

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
総務・市民協働部
総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目次

条 例

- 条例第29号 宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例
……………（観光振興課）…2
- 条例第30号 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
……………（保育支援課）…2
- 条例第31号 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…2
- 条例第32号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の
一部を改正する条例……………（人事課）…3
- 条例第33号 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例……………（人事課）…3
- 条例第34号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関
する条例の一部を改正する条例……………（人事課）…4
- 条例第35号 宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例……………（人事課）…5

規 則

- 規則第39号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則
……………（税務課）…5
- 規則第40号 宇治市市営茶室条例施行規則の一部を改正する規
則……………（観光振興課）…6

告 示

- 告示第2号 電子印の廃止……………（地域福祉課）…7
- 告示第3号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…7
- 告示第4号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…7
- 告示第5号 指定納付受託者の指定……………（デジタル政策課）…7

公 告

- 公告第1号 農用地利用集積等促進計画の認可
……………（農林茶業課）…7
- 公告第2号 農用地利用集積等促進計画の認可
……………（農林茶業課）…7
- 公告第4号 宇治都市計画地区計画の案の縦覧
……………（都市計画課）…8

条 例

宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。
令和7年12月24日
宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第29号

宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例
宇治市市営茶室条例（昭和32年宇治市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「使用料を」を「使用料を市長が定める期日までに」に改め、同項第1号ア及びイ中「1,000円」を「1,500円」に改め、同号ウ中「1,400円」を「1,800円」に改め、同号エ中「2,000円」を「3,000円」に改め、同号オ中「3,000円」を「4,000円」に改め、同項第2号中「2,400円」を「3,600円」に改める。
第7条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「特に必要がある」に改め、同条各号を削る。

附 則
（施行期日）
1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 改正後の第6条第1項第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
（揭示済）

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。
令和7年12月24日
宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第30号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
（宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第28号）の一部を次のように改正する。
第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。
（宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
第2条 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。
第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。
第17条第2項前段中「、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、

利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に改め、同項後段中「、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

（宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

（宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 宇治市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年宇治市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。
（揭示済）

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。
令和7年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第31号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「645,000円」を「660,000円」に改め、同条第2号中「595,000円」を「610,000円」に改め、同条第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則
（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は令和7年6月1日から、改正後の条例第1条の規定は令和7年12月1日から適用する。
（報酬及び期末手当の内払）
2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定によ

る報酬及び期末手当の内払とみなす。

（揭示済）

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第32号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1,090,000円」を「1,120,000円」に改め、同条第2号中「910,000円」を「935,000円」に改め、同条第3号中「800,000円」を「820,000円」に改める。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附則第18項中「当分」を「令和8年3月31日まで」に改め、附則に次の2項を加える。

20 令和8年4月1日から当分の間、支給されるべき市長等の給料の月額、第3条各号の規定により支給されるべき額から、その100分の5の額を減じて得た額とする。

21 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第18項の改正規定、附則に2項を加える改正規定及び附則第4項の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は令和7年6月1日から、改正後の条例第3条の規定は令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例（昭和61年宇治市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の見出し中「以後」を「から令和8年3月31日までの間」に改め、同項中「当分」を「令和8年3月31日まで」に改め、附則に次の1項を加える。

（令和8年4月1日以後における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例）

7 令和8年4月1日から当分の間、第3条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例附則第19項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定められる額とする。

（揭示済）

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第33号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分中「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

附則第22項の表以外の部分中「当分」を「令和8年3月31日まで」に改め、附則に次の3項を加える。

33 職務の級が6級から8級までである職員（管理職員に限る。）の給料月額は、令和8年4月1日から当分の間、第3条及び第4条の規定により定められる給料月額から、当該給料月額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を減じて得た額とする。

職員の区分	割合
職務の級が6級である職員	100分の2
職務の級が7級である職員	100分の3
職務の級が8級である職員	100分の4

34 前項の規定は、給料月額の調整額並びに地域手当の月額並びに期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額を算定する場合においては、適用しない。

35 附則第33項に規定する職員に係る同項に規定する期間における第12条及び附則第12項の規定の適用については、同条中「第16条に規定する勤務1時間当りの給与額」とあり、及び同項中「第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは、「附則第33項の規定により算定した給料の月額及び地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じて得た数から休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額」とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,700	244,400	279,000	312,800	335,800	370,400	424,800	476,500
	2	198,800	245,700	280,000	314,300	337,700	372,100	426,700	481,900
	3	200,000	247,100	281,000	315,700	339,500	373,700	428,600	486,800
	4	201,100	248,500	282,000	317,200	341,200	375,300	430,500	491,400
	5	202,300	249,900	283,000	318,600	342,900	376,900	432,300	495,500
	6	204,000	251,300	284,000	319,700	344,600	378,800	434,100	498,900
	7	205,600	252,700	285,000	320,700	346,300	380,300	435,900	501,800
	8	207,200	254,200	286,000	321,900	348,000	381,900	437,700	504,400
	9	208,700	255,600	287,000	323,100	349,600	383,200	439,300	506,400
	10	210,400	256,800	288,000	324,700	351,300	384,800	440,900	
	11	212,000	258,100	289,000	326,400	353,000	386,400	442,400	
	12	213,700	259,400	290,000	328,000	354,600	387,900	443,900	
	13	215,200	260,600	291,000	329,400	356,100	389,900	445,400	
	14	216,900	261,800	292,300	331,000	357,800	391,800	446,700	
	15	218,600	263,000	293,600	332,600	359,400	393,700	448,000	
	16	220,300	264,300	294,800	334,200	360,900	395,500	449,200	
	17	221,500	265,400	296,100	335,600	362,300	397,000	450,400	
	18	223,200	266,500	297,400	337,400	364,000	398,900	451,800	
	19	224,800	267,600	298,600	339,000	365,600	400,600	453,100	
	20	226,300	268,700	299,800	340,600	367,200	402,200	454,300	
	21	227,800	269,600	300,800	342,000	368,400	403,900	455,500	
	22	229,400	270,600	302,000	343,700	369,900	405,300	456,300	
	23	231,000	271,600	303,200	345,400	371,400	406,700	457,100	
	24	232,600	272,600	304,500	347,100	372,900	408,100	457,900	
	25	234,300	273,600	305,900	348,300	374,600	409,600	458,500	
	26	236,000	274,600	306,900	350,200	376,400	410,800	459,100	
	27	237,300	275,400	307,900	351,900	378,100	412,000	459,700	
	28	238,600	276,300	308,900	353,500	379,800	413,000	460,300	
	29	239,900	277,100	310,000	355,000	381,200	414,100	461,100	
	30	241,000	277,900	311,200	356,600	382,500	415,300	461,900	
	31	242,100	278,700	312,300	358,300	383,700	416,400	462,300	
	32	243,200	279,400	313,500	359,900	385,100	417,500	463,000	

定年前任用
短時間勤務
職員以外の
職員

33	244, 400	280, 100	314, 600	361, 600	386, 200	418, 200	463, 500
34	245, 300	280, 900	316, 000	363, 400	387, 100	418, 900	463, 900
35	246, 200	281, 700	317, 300	365, 200	388, 100	419, 600	464, 300
36	247, 200	282, 300	318, 600	367, 000	389, 200	420, 300	464, 700
37	248, 200	283, 000	319, 800	368, 600	390, 000	420, 900	465, 100
38	249, 100	283, 800	321, 100	370, 000	390, 900	421, 500	465, 400
39	250, 000	284, 500	322, 400	371, 400	391, 800	422, 000	465, 700
40	250, 800	285, 300	323, 700	372, 800	392, 600	422, 400	466, 000
41	251, 600	286, 000	325, 000	374, 300	393, 400	422, 800	466, 300
42	252, 300	286, 700	326, 300	375, 100	394, 200	423, 000	466, 600
43	252, 900	287, 400	327, 600	376, 000	395, 000	423, 300	466, 900
44	253, 500	288, 100	328, 700	377, 000	395, 700	423, 600	467, 200
45	254, 300	288, 800	329, 600	377, 900	396, 400	423, 900	467, 500
46	254, 900	289, 400	330, 900	379, 100	397, 100	424, 200	
47	255, 500	290, 100	332, 200	380, 000	397, 800	424, 500	
48	256, 100	290, 700	333, 500	381, 000	398, 500	424, 800	
49	256, 600	291, 400	334, 600	381, 900	399, 100	425, 000	
50	257, 200	292, 000	335, 900	382, 600	399, 700	425, 300	
51	257, 800	292, 700	337, 200	383, 300	400, 300	425, 500	
52	258, 300	293, 400	338, 400	383, 900	401, 000	425, 800	
53	258, 700	293, 900	339, 700	384, 300	401, 400	426, 000	
54	259, 100	294, 500	340, 700	384, 900	402, 000	426, 300	
55	259, 400	295, 100	341, 800	385, 500	402, 600	426, 600	
56	259, 700	295, 900	342, 900	386, 200	403, 100	426, 900	
57	260, 000	296, 500	343, 600	386, 500	403, 500	427, 100	
58	260, 300	297, 100	344, 500	387, 200	404, 100	427, 400	
59	260, 600	297, 700	345, 200	387, 900	404, 700	427, 700	
60	260, 900	298, 400	346, 000	388, 600	405, 200	427, 900	
61	261, 200	299, 000	346, 800	388, 900	405, 600	428, 100	
62	261, 500	299, 600	347, 300	389, 400	406, 100	428, 400	
63	261, 800	300, 100	347, 800	390, 000	406, 600	428, 700	
64	262, 100	300, 600	348, 500	390, 600	407, 200	428, 900	
65	262, 400	301, 100	349, 300	390, 900	407, 500	429, 100	
66	262, 700	301, 700	350, 000	391, 500	407, 900	429, 400	
67	263, 000	302, 200	350, 700	392, 200	408, 200	429, 700	
68	263, 300	302, 800	351, 300	392, 800	408, 600	430, 000	
69	263, 600	303, 200	351, 800	393, 200	408, 900	430, 200	
70	263, 900	303, 700	352, 400	393, 700	409, 300	430, 500	
71	264, 300	304, 200	352, 900	394, 300	409, 600	430, 800	
72	264, 600	304, 800	353, 500	394, 800	409, 800	431, 000	
73	264, 900	305, 300	353, 800	395, 300	410, 000	431, 200	
74	265, 200	305, 800	354, 300	395, 900	410, 300		
75	265, 500	306, 100	354, 600	396, 300	410, 600		
76	265, 800	306, 400	355, 000	396, 600	410, 800		
77	266, 100	306, 600	355, 400	397, 000	411, 000		
78	266, 400	306, 900	355, 900	397, 500	411, 300		
79	266, 700	307, 100	356, 400	397, 900	411, 600		
80	267, 000	307, 400	356, 900	398, 300	411, 800		
81	267, 300	307, 600	357, 200	398, 800	412, 000		
82	267, 600	307, 800	357, 700	399, 300	412, 300		
83	267, 900	308, 100	358, 100	399, 700	412, 600		
84	268, 200	308, 300	358, 500	400, 100	412, 800		
85	268, 500	308, 600	358, 800	400, 400	413, 000		
86	268, 800	308, 800	359, 200	400, 900			
87	269, 100	309, 100	359, 600	401, 300			
88	269, 400	309, 400	360, 000	401, 700			
89	269, 700	309, 700	360, 200	402, 000			
90	270, 000	310, 000	360, 600	402, 500			
91	270, 300	310, 300	361, 000	402, 900			
92	270, 600	310, 600	361, 400	403, 300			
93	270, 900	310, 800	361, 600	403, 600			
94		311, 000	361, 900				
95		311, 300	362, 300				
96		311, 700	362, 600				
97		311, 900	362, 900				
98		312, 200	363, 300				
99		312, 500	363, 700				
100		312, 900	364, 100				
101		313, 100	364, 600				
102		313, 400	365, 000				
103		313, 700	365, 400				
104		314, 000	365, 800				
105		314, 200	366, 300				
106		314, 500	366, 700				
107		314, 800	367, 000				
108		315, 100	367, 300				
109		315, 300	367, 800				
110		315, 600					
111		316, 100					
112		316, 400					
113		316, 600					
114		316, 800					
115		317, 100					
116		317, 500					
117		317, 700					
118		317, 900					
119		318, 200					
120		318, 500					
121		318, 800					
122		319, 000					
123		319, 300					
124		319, 600					
125		319, 900					

定年前任用 短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
		円	円	円	円	円	円	円	
		202, 300	230, 000	272, 100	292, 900	308, 700	335, 100	378, 500	413, 200

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第２２項の改正規定、附則に３項を加える改正規定並びに附則第４項及び第５項の規定は、令和８年４月１日から施行する。
- 改正後の宇治市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１の規定は令和７年４月１日から、改正後の条例第１７条第２項及び第３項並びに第１７条の４第２項の規定は令和７年６月１日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和２６年宇治市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

- 給与条例附則第３３項に規定する職員に係る同項に規定する期間における第２条の５に規定する職員の給料の月額は、同項の規定にかかわらず、給与条例第３条、第４条及び第７条の規定により定められる額とする。
- 宇治市職員の育児休業等に関する条例（平成４年宇治市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

- 宇治市職員の給与に関する条例附則第３３項に規定する職員に係る同項に規定する期間における第９条の規定の適用については、同条中「第１６条に規定する勤務１時間当たりの給与額」とあるのは、「附則第３３項の規定により算定した給料の月額及び地域手当の月額の合計額に１２を乗じ、その額を１週間の勤務時間に５２を乗じて得た数から休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額」とする。

（揭示済）

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和７年１２月２４日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第３４号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「１００分の１２５」を「１００分の１２６．２５」に改める。

第８条の２第２項後段中「１００分の１０５」を「１００分の１０６．２５」に改める。

第１７条第２項中「１００分の１２５」を「１００分の１２６．２５」に改める。

第１７条の２第２項後段中「１００分の１０５」を「１００分の１０６．２５」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年6月1日から適用する。

（期末手当及び勤勉手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

（揭示済）

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和7年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第35号

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和7年宇治市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「」を「」に改める。

397,000円	409,000円
446,000円	459,000円
498,000円	513,000円
562,000円	580,000円
642,000円	661,000円
749,000円	772,000円

別記様式第50号（第5条関係）

（表）

年度分 市民税・府民税申告書（受付書）

住所	
氏名	様

年度分 市民税・府民税申告書

(宛先) 宇治市長宛て 年 月 日 提出		年1月 1日の住所 宇治市	職業・勤務先・屋号	
		現住所	電話番号	
フリガナ		生 年 月 日	個人 番号	
氏 名		年 月 日		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

（注意） ※印欄は、記入しないでください。

⑬ 社会保険料 控 除	社会保険の種類		支払った保険料	
	国民健康保険料		円	
	介護保険料			
	後期高齢者医療保険料 その他（ ）			
⑭ 生命保険料 控 除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	円		円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	円		円	
⑮ 地震保険料 控 除	介護医療保険料の計			
	円			
⑯ 地震保険料 控 除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
	円		円	
⑰～⑲ 寡婦控除・ ひとり親控 除・勤労学 生控除	⑰□ 寡婦控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還	⑱ □ひとり親控 除	⑲□ 勤労学生控除 (学校名)	
⑳ 障 害 者 控 除	氏名		障 害 の 程 度	身 精 療 級
	氏名		障 害 の 程 度	身 精 療 級

1 収入金額等 雑 給 配 利 不 事 業	営 業 等	ア							
	農 業	イ							
	不 動 産	ウ							
	利 子	エ							
	配 当	オ							
	給 与	カ							
	公的年金等	キ							
		業 務	ク						
	そ の 他	ケ							
	総合譲渡	短 期	コ						
長 期		サ							
一 時	シ								
事 業	営 業 等	①							
	農 業	②							

875,000円

902,000円

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の宇治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（揭示済）

規 則

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年12月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第39号

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市税条例施行規則（昭和60年宇治市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記様式第50号の（表）を次のように改める。

④・⑤ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者氏名											生年月日	・ ・		
	個人番号												配偶者の合計所得金額	円	
⑥ 親族・⑦扶養控除・特定	氏名											生年月日	同居・別居の区分	控除額	
	個人番号														
												・ ・	□同居 □別居	続柄 特親 特親	万円
												・ ・	□同居 □別居		

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	氏名											生年月日	同居・別居の区分	続柄
	個人番号													
												・ ・	□同居 □別居	
												・ ・	□同居 □別居	

別居の扶養親族等がある場合は、裏面「12」に記入してください。

⑧ 雑損控除	損害の原因	損害年月日										損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金等で補填される金額										差引損失額のうち災害関連支出の金額	
	円	円										円	
⑨ 医療費控除	支払った医療費等										保険金等で補填される金額		
	円										円		

2 所得金額	不 動 産	③				
	利 子	④				
	配 当	⑤				
	給 与	⑥				
	雑 収	公的年金等	⑦			
		業 務	⑧			
		そ の 他	⑨			
		合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩			
	総合譲渡・一時	⑪				
	合 計	⑫				
4 所得から差し引ける金額	社会保険料控除	⑬	※			
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	※			
	生命保険料控除	⑮	※			
	地震保険料控除	⑯	※			
	寡婦控除・ひとり親控除	⑰・⑱	※			
	勤労学生控除・障害者控除	⑲・⑳	※			
	配偶者(特別)控除	㉑・㉒	※			
	扶 養 控 除	㉓	※			
	特定親族特別控除	㉔	※			
	基 礎 控 除	㉕	※			
⑬から㉕までの計	㉖	※				
雑 損 控 除	㉗	※				
医 療 費 控 除	㉘	※				
合 計	㉙ (㉖+㉗+㉘)	※				

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外（ 年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外）の市民税・府民税の納税方法

☐ 給与から差引き
(特別徴収)

☐ 自分で納付
(普通徴収)

別記様式第50号の2中「 」を「 」に改める。

㉓	㉔
㉕	㉕
㉖	㉖
㉗	㉗
㉘	㉘
㉙	㉙
㉚	㉚
㉛	㉛
㉜	㉜
㉝	㉝
㉞	㉞
㉟	㉟

」 」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の宇治市市税条例施行規則の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税及び府民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税及び府民税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の宇治市市税条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(揭示済)

宇治市市営茶室条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年12月26日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第40号

宇治市市営茶室条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市営茶室条例施行規則（昭和32年宇治市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「イ」を「オ」に改め、同項第1号中イをオとし、アをエとし、エの前に次のように加える。

- ア 薄茶
- イ 煎茶
- ウ 玉露

第5条第2項本文中「、市営茶室を使用しようとする日の3月前から3日前まで」を「、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める期間内」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第1号アからウまでに掲げる事業 市営茶室を使用しようとする日の3月前から1日前まで
- (2) 第1号エ又はオに掲げる事業 市営茶室を使用しようとする日の3月前から3日前まで
- (3) 第2号に掲げる事業 市営茶室を使用しようとする日の3月前から3日前まで

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(使用料の返還)

第9条 条例第7条ただし書の規定による使用料の返還は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、使用料の全額について行う。

- (1) 条例第5条第5号に該当するとき。
- (2) 使用しようとする日の1日前までに条例第6条第1項第1号アからウまでに掲げる事業の使用の取消しの許可を受けたとき。
- (3) 使用しようとする日の3日前までに条例第6条第1項第1号エ及びオに掲げる事業の使用の取消しの許可を受けたとき。
- (4) 使用しようとする日の3日前までに条例第6条第1項第2号

- に掲げる事業の使用の取消しの許可を受けたとき。
- (5) 天候又は天災その他自己の責めに帰することのできない理由により許可に係る使用をすることができなかつたとき。
- (6) その他市長が必要があると認めたとき。
- 附 則
- この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第2号

電子印の廃止について

次のとおり電子印を廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第12条第3項の規定により、告示します。

令和8年1月16日

宇治市長 松村 淳子

廃止

電子印登録番号	名称	番号	使用区分	使用廃止年月日	印影
134	京都府宇治市長之印	9	物価高騰対策給付金の給付システムから出力する支給決定通知書	令和7年12月24日	

宇治市告示第3号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年1月16日から14日間

令和8年1月16日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員（m）	延長（m）	備考
小倉町34号線	小倉町久保25番地 小倉町久保40番地の3	前	1.6 ～4.2	44.5	
	小倉町久保25番地 小倉町久保40番地の3	後	1.0	44.5	
小倉町122号線	小倉町西山5番地の11 小倉町西山3番地の2	前	3.6 ～4.0	12.8	
	小倉町西山5番地の11 小倉町西山3番地の2	後	4.9	12.8	
伊勢田町132号線	伊勢田町毛語4番地の13 伊勢田町毛語5番地の2	前	2.4 ～3.9	14.2	
	伊勢田町毛語4番地の13 伊勢田町毛語5番地の2	後	2.3 ～3.6	14.2	

宇治市告示第4号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和8年1月16日から14日間

令和8年1月16日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
小倉町122号線	小倉町西山5番地の11 小倉町西山3番地の2	令和8年1月16日

宇治市告示第5号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年1月16日

宇治市長 松村 淳子

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

S B ペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸1-7-1

公 告

宇治市公告第1号

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年1月6日

宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度	申請番号	権利の設定をする土地
令和7年度	第8号	宇治市伊勢田町北遊田74 宇治市榎島町西鴨巣10 宇治市榎島町西鴨巣11 宇治市榎島町東鴨沢91 宇治市榎島町東鴨沢92

2 認可した日

令和8年1月6日

(揭示済)

宇治市公告第2号

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年1月6日

宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

（賃借権又は使用貸借による権利の設定関係）

申請年度	申請番号	権利の設定をする土地
令和7年度	第9号	宇治市小倉町大池7 宇治市小倉町大池69 宇治市小倉町新田島151 宇治市小倉町新田島152 宇治市伊勢田町北遊田66

2 認可した日

令和8年1月6日

(揭示済)

宇治市公告第4号

宇治都市計画地区計画の案の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに宇治市に意見書を提出することができます。

令和8年1月16日

宇治市長 松村 淳子

- 1 都市計画の種類及び名称
宇治都市計画地区計画（国道24号沿道安田町地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
宇治市安田町鶴飼田及び五反坪の一部並びに伊勢田町西遊田の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
宇治市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
令和8年1月16日から同月30日まで（土曜日及び日曜日を除く。）